

魅力ある美しいまち和歌山をめざして

和歌山県屋外広告物パンフレット

PAMPHLET OF SIGNS IN WAKAYAMA



屋外広告物パンフレットについて

屋外広告物は、身近な情報手段として広く親しまれ、地域経済の活性化と街の賑わいを演出するために大切な役割も担っています。一方、屋外広告物が無秩序に氾濫すると街の景観や風致が損なわれます。

このため、和歌山県では良好な景観の形成又は風致の維持及び公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物が適正に掲出されるよう、条例により屋外広告物のルールを定めています。

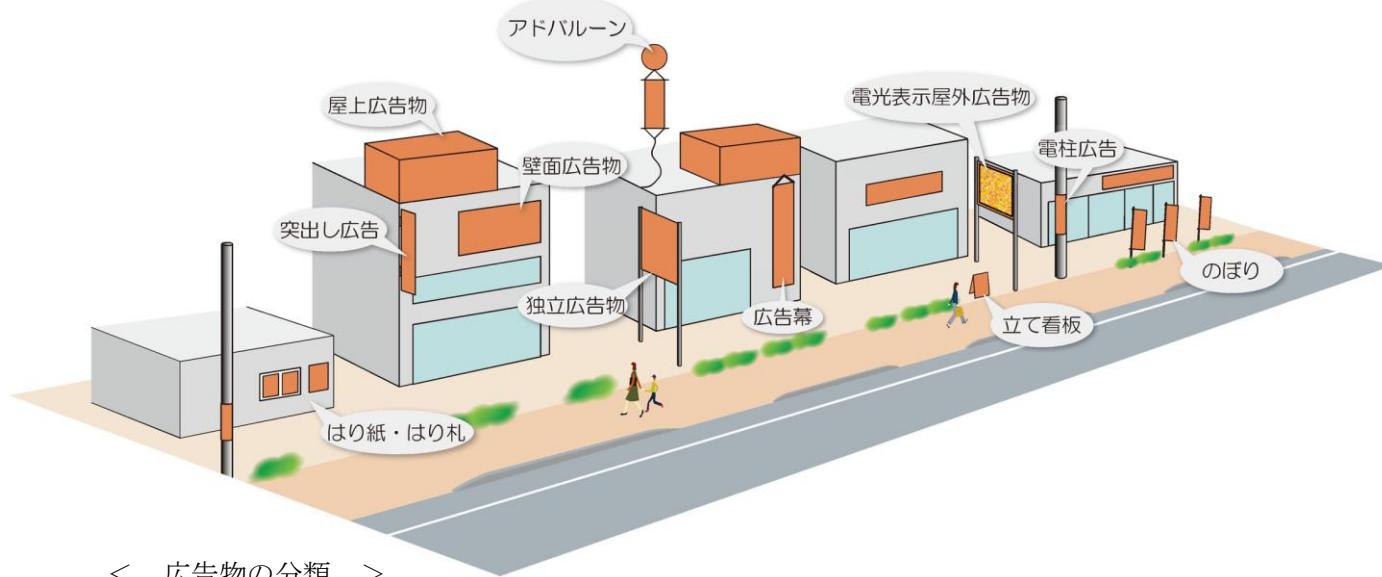
この『屋外広告物パンフレット』は、屋外広告物の設置に関するルールを廣告主、廣告業者や県民の方々に広くご理解いただくため、和歌山県屋外広告物条例の概要を分かりやすく説明したものです。



屋外広告物とは

屋外広告物とは、以下の4つの要件を全て満たしているものです。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された物並びにこれらに類するもの



< 広告物の分類 >

自家用廣告物

- ・自己の名称、店名、営業の内容を表示するために、自己の住所又は営業所に表示する廣告物。

一般廣告物

- ・自家用廣告物以外の廣告物。

屋外広告物のルール

地域規制：県内全域が「禁止地域」又は「許可地域」のいずれかに区分されています

禁止地域

→ 広告物の表示・設置が禁止されています

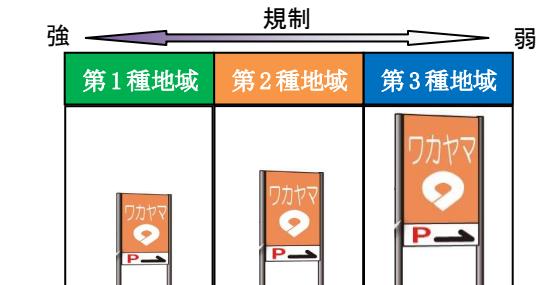
景観の保全等のため、原則として廣告物の表示、設置が禁止されています。ただし、最低限必要な自家用廣告物・案内廣告物の表示は認められます。



許可地域

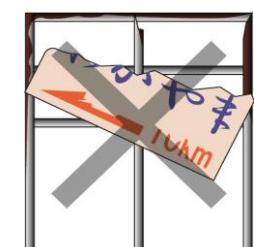
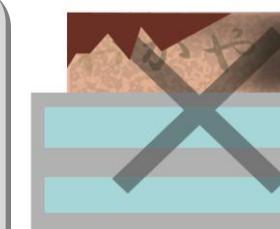
→ 広告物を表示・設置する際には許可が必要となります

- ・許可地域を地域の特性に応じて右のとおり3つの地域に細分化しています。
- ・区域毎に面積や高さにメリハリのある基準を設定しています。



禁止廣告物：地域規制に関係なく下記の廣告物は、どんな場合でも表示・設置出来ません

- ・著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ・著しく破損し、又は老朽したもの
- ・倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

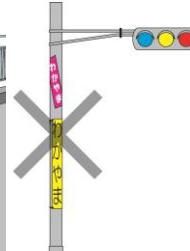
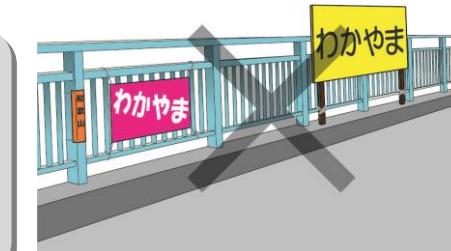


退色、塗料の剥離

破損、老朽

禁止物件：下記のものには、廣告物の表示・設置は出来ません

- ・橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯及び地下道の昇降口の上屋
- ・石垣及び擁壁の類
- ・街路樹、路傍樹及び保存樹
- ・信号機、道路標識、ロードミラー、歩道柵、ガードレールなど



橋梁

信号機

適用除外：規制の一部が適用除外になり、許可を受けずに表示出来る場合があります

- ・自家用廣告物（注）
- ・管理用廣告物（注）
- ・自治会等が設置する廣告物（注）
- ・冠婚葬祭、祭礼等で一時的に表示する廣告物など

（注）一定の基準以下の廣告物に限ります。



管理用廣告物



自治会が設置する廣告物

地域指定による規制と許可基準の概要

■ 地域指定による規制

下記に記載した考え方により県内を禁止地域及び許可地域（第1種・第2種・第3種）に区分しています。

区分	考え方	区域の概要
禁止地域	景観の保全又は風致の維持を図る地域	・都市計画法上の用途地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 風致地区、景観地区等 ・道路沿線で知事が指定する区域 ・河川、渓谷等やその付近で知事が指定する区域等
第1種地域	良好な自然景観や町並み景観との調和を図る地域	・和歌山県景観条例の規定による特定景観形成地域 ・道路沿線で知事が指定する区域 ・知事が特に必要と認める地域等
第2種地域	農地、山林、集落周辺など周辺環境との調和を図る地域	・第1種地域、第3種地域以外の地域
第3種地域	街のにぎわいが見られる都市部で広告物の需要が高い地域	・都市計画に定められた商業地域、近隣商業地域、準工業地域、準住居地域 ・道路沿線で知事が指定する区域 ・知事が特に必要と認める地域等



■ 許可基準の概要

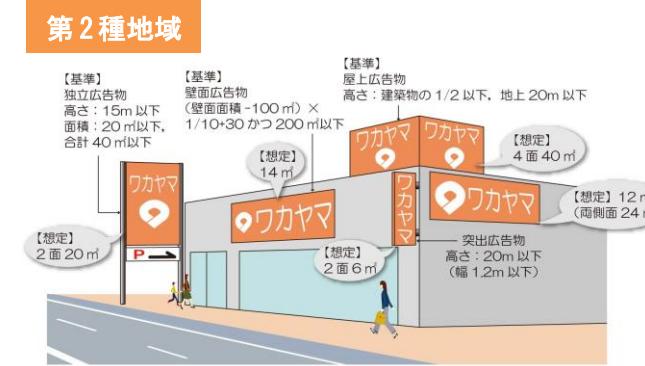
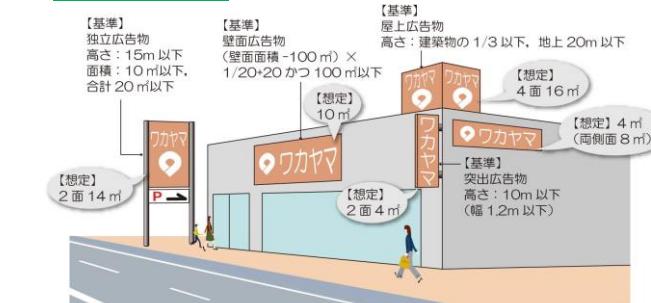
広告物の種類別に面積や高さの許可基準を定めています

禁止地域



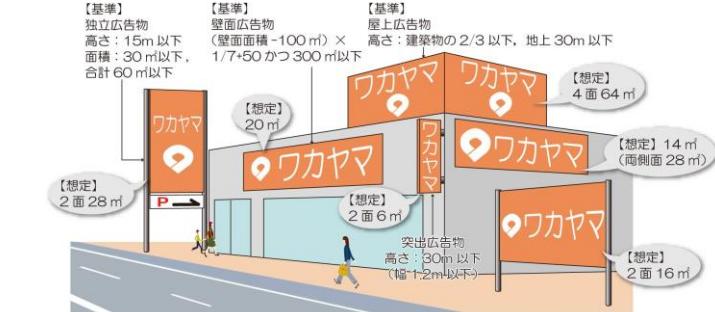
第1種地域

第1種地域



（備考）イメージ図は自家用広告物の許可基準例です。

第3種地域



※壁面面積120m²、建築物の延べ面積1,500m²を想定。

敷地内の広告物の総量の許可基準を定めています

一の敷地内に表示出来る広告物の合計面積の基準を定めています。

建築物の延べ面積が1000m²以下の場合の許可基準

禁止地域	30m ² 以下	第1種地域	50m ² 以下
第2種地域	100m ² 以下	第3種地域	150m ² 以下

派手な色を抑える許可基準を定めています

禁止地域

第1種地域

派手な色（彩度8を超える色）を使用する場合は、表示面積に派手な色を使用出来る面積割合を定めています。

基準：彩度が8を超える色彩を使用する面積は表示面積の1/3以下



第2種地域

第3種地域

派手な色（彩度8を超える色）を使用する面積を表示面積の1/3以下に抑えた場合は、表示出来る面積の許可基準を緩和します。



屋外広告物を設置する際の配慮事項

■広告物共通の配慮事項

周辺の景観及び建築物と調和した広告物の設置を心がけましょう

一際目立つ広告物ではなく、周辺の環境や景観になじむような基調色（地色）及び素材としましょう。



👉 派手な色の広告物は周辺の自然と対立した印象を与えます



👉 基調色に配慮した広告物は周辺の自然と調和した落ち着いた印象となります

建物のデザインと一体感をもたせ、建物の色彩に調和した基調色（地色）としましょう。



👉 建築物に対して極端に大きな広告物は威圧感や圧迫感を与えます



👉 適度な大きさの広告物で建物と調和したデザインとすることで魅力的な印象を与えます

落ち着き感のある広告物の設置を心がけましょう

すっきりした良いイメージを与えるように色数を抑えましょう。



👉 色数が多い広告物は目を引きますが情報が読み取りにくい



👉 色数を抑えることで情報も伝わりやすく、すっきりした良いイメージを与えます

けばけばしさを抑えるために、文字色と基調色を反転させましょう。



👉 彩度の高い色を使用すると必要以上に派手派手しくなります



👉 色を反転させることで派手派手しなくなり、企業カラーのイメージも保つことができます

見やすく分かりやすい広告物の設置を心がけましょう

的確に情報を伝えるため、内容を絞り込み簡潔に伝えましょう。



👉 情報が多くて伝えたい情報が伝わりません



👉 要点をしぼって表現することで的確に情報が伝わります

周辺に十分配慮し、必要以上の光度・輝度を持たないようにし必要な範囲に照らしましょう。



👉 必要以上に照明があたっている



👉 必要な範囲に適切に照明をあてましょう

交通安全への配慮した広告物の設置を心がけましょう

屋外広告物の多くは人が目にする道路沿いに設置される傾向にあり、交通安全を阻害しないよう自動車運転者・歩行者の視界を妨げるような設置は避けましょう。

また、信号・標識の視認を妨げるような設置は避けましょう。



通行の妨げイメージ

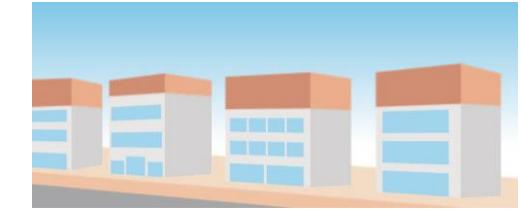
■広告物種類別の配慮事項

屋上広告物

屋上広告物は比較的大きく周辺の景観に与える影響が大きいため、周辺の広告物とのスカイラインを揃え、建築物との一体感を持たせるように工夫しましょう。



👉 周辺のスカイラインが不揃いで、また、建築物と建物との統一感がなく、煩雑な街並みの印象を与えます



👉 スカイラインが揃えられており、街並みに統一感を与えます。
建築物と広告物の形態に統一感が生まれ、建築物との一体感が生まれます

壁面広告物

壁面広告物は色彩や形状が様々であり、周辺の広告物と調和した形態や設置位置としましょう。また、建築物と調和がとれた色彩とし建築物の低層部に設置するようにしましょう。



👉 設置位置、色彩に統一感が無く、煩雑な街並みの印象を与えます



👉 広告物の設置位置、色彩に配慮し、周辺の街並みとの調和を意識しましょう

独立広告物（自家用）

派手な色彩が用いられ、より目立とうと高さを競い合うように、幹線道路沿道の店舗に多く設置されています。統一感のある街並みを演出するため、周辺店舗の広告物と調和した高さ・形態・色彩の設置を心がけましょう。



👉 高さ、形態が不揃いで、煩雑な街並みの印象を与えます



👉 沿道に立地する広告物の高さや形態を合わせることで、街並みに統一感を与えます

独立広告物（一般広告物）

幹線道路沿いなどに不揃いな形態・色彩で乱立して設置され周辺の景観に大きく影響を与えています。出来るだけ集約し色彩等を統一し、見やすい広告物の設置を心がけましょう。

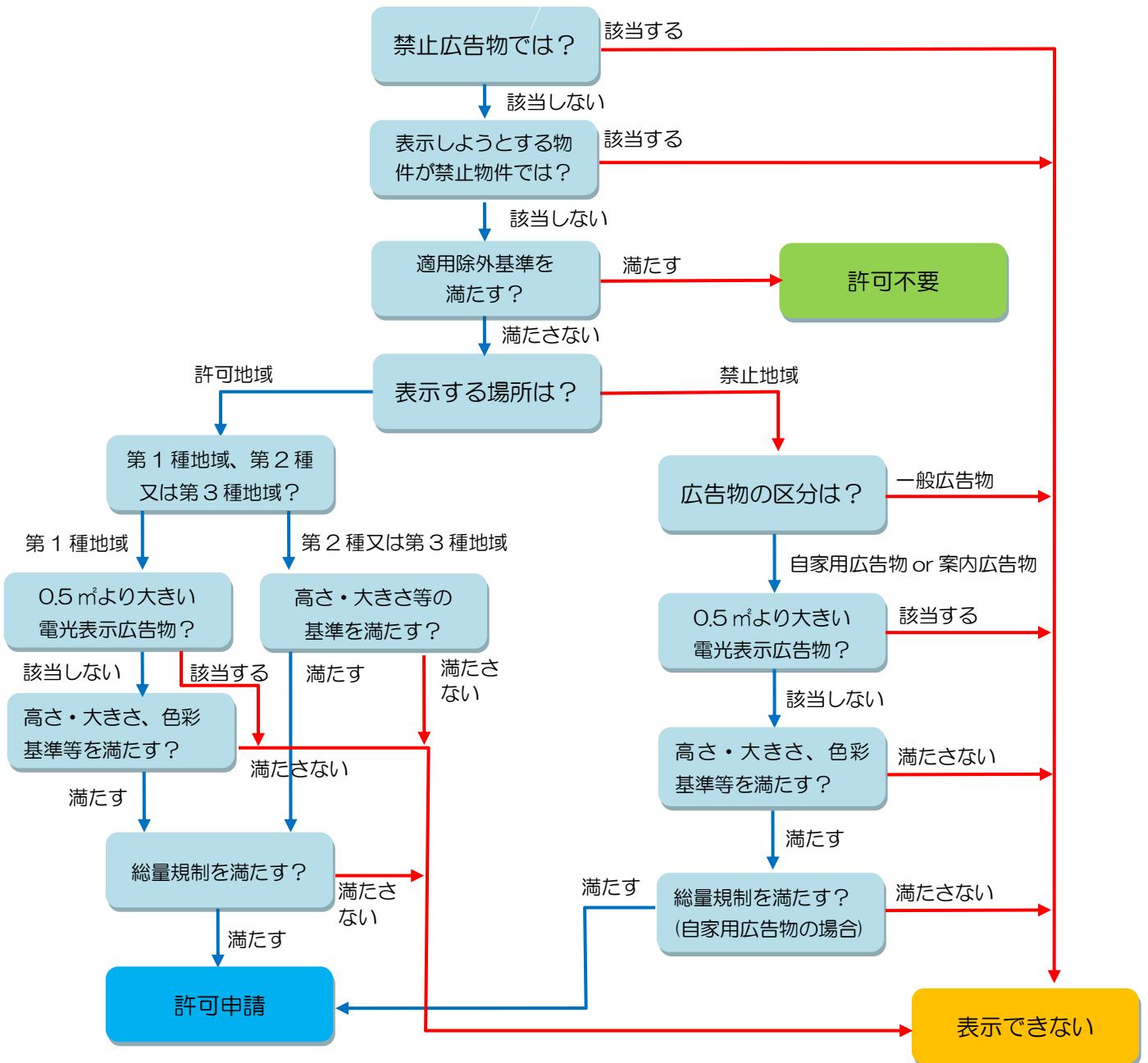


👉 広告物が乱立し、形態や色彩が不揃いで情報がわかりにくい



👉 集約化し、色彩等を統一することでの確に情報が伝わり、すっきりした印象も与えます

屋外広告物の設置手順



屋外広告業

和歌山県内（和歌山市の区域を除く。）で屋外広告業（屋外広告物の設置等を行います。）を営む場合は、和歌山県知事の登録が必要です。

登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合は、罰金に処せられる場合があります。

発行／お問い合わせ先

和歌山県庁 県土整備部 都市住宅局 都市政策課

〒640-8585（県庁専用郵便番号）和歌山市小松原通1丁目1番地

TEL:073-441-3228 FAX:073-441-3232 メール : keikan@pref.wakayama.lg.jp

HP:<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html>

平成24年3月発行 平成25年4月改定 平成27年9月改定 平成30年9月改定

令和元年9月改定